

福祉保健

令和2年8月

8

2020

事業者も利用者も、全ての人が安心して暮らすために



ご利用は、
このステッカーのお店で！

東京都は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策と経済社会活動との両立を図るため、都が策定した感染防止対策を実施した事業者(店舗・施設等)に「感染防止徹底宣言ステッカー」を発行しています。

利用する方は、店舗や施設等を選ぶ際にお役立てください。事業者はステッカーを掲示することで、対策済みであることを知らせることができます。

ステッカーのQRコードから、店舗・施設等が実施している取り組みを確認できます。

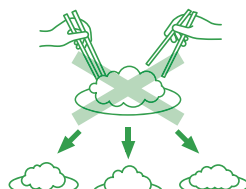
取り組みの一例



マスクの着用と手洗い・手指消毒の徹底



人数や滞在時間を制限し、3密にならないよう留意



お箸やお皿の共有を避ける

事業者の皆さんへ

ステッカーの申請方法等詳細は、東京都防災ホームページをご覧ください。



※ インターネット環境がない方も申請が可能です。お問い合わせ先までご連絡ください。

東京都 感染防止 ステッカー

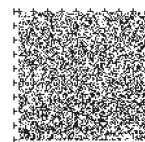
問 東京都ステッカー申請・感染拡大防止協力金相談センター TEL 03-5388-0567

今月の主な内容

- 事業者も利用者も、全ての人が安心して暮らすために…………… 1
- 福祉保健局長就任挨拶…………… 2
- 令和2年度東京都食生活改善普及運動～野菜をおいしく、バランスよく食べようwithミルク～…………… 3
- 受動喫煙防止対策のQ&Aをホームページに掲載しています…………… 4
- 9月15日から9月21日までは「老人週間」です…………… 5
- 令和2年度東京都薬剤師認知症対応力向上研修／専門点訳奉仕員養成講習会(英語・触図・コンピューター)／中途失聴者・難聴者手話講習会…………… 6
- 「第35回東京都障害者総合美術展」～美のなかにふれあいがある～／東京都児童福祉審議会公募委員の募集…………… 7
- 登録販売者試験／エイジフレンドリー補助金のご案内…………… 7
- 9月は(株)受給者証の更新月です…………… 8



このマークは、目の不自由な方などのための「音声コード」で、位置を示すために切り込みを入れてあります。専用の読み上げ装置で読み取ると、記載内容を音声で聞くことができます。



～大都市東京にふさわしい福祉・保健・医療施策を積極的に展開していきます～



7月13日付けで福祉保健局長に就任いたしました吉村憲彦です。就任に当たり、一言御挨拶申し上げます。

現在我が国は、新型コロナウイルス感染症の脅威に直面しています。中でも東京都は、新規陽性者数が高い水準で推移しており、都民の健康と命を守るため、感染症の拡大防止に取り組むことが喫緊の課題となっています。

福祉保健局では、毎週、モニタリング会議を開催し、感染状況や医療提供体制について専門家の方々の意見を聴きながら分析し、その結果を情報発信するとともに、検査体制の充実、患者発生状況に応じた段階的な病床の確保、無症状・軽症者用の宿泊療養施設の確保に取り組んでいます。

本年7月には、新たに感染症対策部を設置し、体制強化を図っており、今後とも、感染拡大を防止するため、区市町村、保健所、医療機関、事業者など、様々な関係者と連携し、実効性ある対策を推進してまいります。

さて、東京では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年をピークに人口が減少に転じ、令和17年には4人に1人が高齢者になると見込まれています。

時代の大きな転換点を迎える中で、将来世代に確かな安心を引き継ぐためには、これまでの事業実施の成果を踏まえ、中長期的な視点に立って福祉・保健・医療サービスの充実に取り組むとともに、社会経済環境の急激な変化や震災・豪雨災害等の緊急・突発的な事態にも迅速かつ的確に対応していく必要があります。

そのため、次のような施策を重点的に進めてまいります。

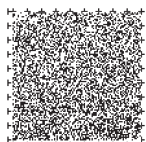
子供家庭、高齢者、障害者、生活福祉分野では、地域での自立した生活を支える施策を進めます。保育サービスの拡充や児童相談体制の強化、地域包括ケアシステムの構築や高齢者の多様なニーズに応じた施設や住まいの整備、障害者が地域で安心して暮らすための基盤等の充実、低所得者・離職者等の生活の安定に向けた支援、福祉人材の確保・育成・定着への取組の充実などに取り組んでいきます。

保健・医療分野では、質の高い医療が受けられ、生涯にわたり健康に暮らせる環境の実現を目指して施策を進めます。在宅療養環境の整備、救急・災害医療、小児・周産期医療などの医療提供体制の整備やそれを支える医療人材の確保と質の向上に取り組めます。

また、がん検診受診率の向上に向けた取組など健康づくりの推進や受動喫煙による健康影響を防止し、たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごせる街の実現に取り組んでいきます。

健康安全分野では、多様化する健康危機から都民を守る施策を進めます。新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策のほか、危険ドラッグなどの速やかな排除、食品・医薬品・生活環境・飲用水等の安全確保などに取り組んでいきます。

今後とも、こうした取組を一層強化し、都民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる東京を実現するため、区市町村や関係団体等と緊密に連携しながら、職員一丸となって全力を尽くしていきます。どうぞよろしくお願いいたします。



令和2年度東京都食生活改善普及運動 ～野菜をおいしく、バランスよく食べよう with ミルク～

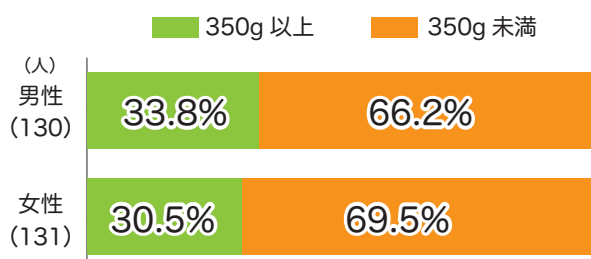
東京都では、「東京都健康推進プラン21（第二次）」を策定し、生活習慣病の予防に取り組んでいます。生活習慣病を予防するために、野菜を1日当たり350g以上摂取することを目標としていますが、都民の約7割は目標量に達していません。

また、働き世代にカルシウムを多く含む牛乳・乳製品の摂取量が少ない傾向がみられます。

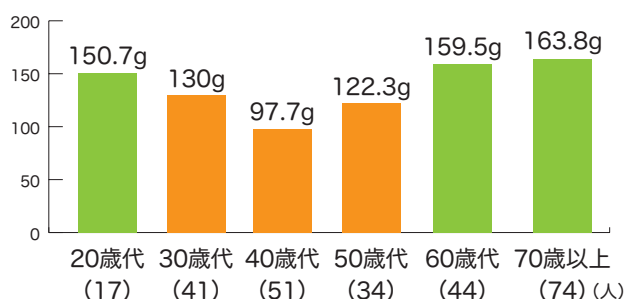
都民一人一人が普段の食事を振り返り、望ましい食生活を実践できるように、東京都では区市町村や関係団体と協力しながら、9月に「野菜をおいしく、バランスよく食べよう with ミルク」のテーマのもと、東京都食生活改善普及運動を実施します。

1日当たり牛乳だと1本程度
(約200g)は飲みましょう

野菜の摂取状況(20歳以上)



乳類の摂取状況



約7割が野菜不足

働き世代の乳類の摂取量が少ない

(東京都民の健康・栄養状況(平成29年国民健康・栄養調査 東京都・特別区・八王子市・町田市実施分集計結果)より)



東京都健康推進プラン21
マスコット プランちゃん

第一本庁舎1階中央アートワーク台座で東京都食生活改善普及運動に関するパネル展示を行います(9月8日(火曜日)から9月14日(月曜日)まで)。

また、都庁内職員食堂等で「野菜たっぷりバランスランチ・弁当」を提供します(9月8日(火曜日)から9月11日(金曜日)まで)。

詳しくは、東京都福祉保健局HP「とうきょう健康ステーション」をご覧ください。

※ 新型コロナウイルス感染症等の感染状況により中止となる場合がありますので、HPでご確認ください。

詳しくは
コチラ



「野菜メニュー店」を知っていますか

東京都では、外食でも気軽に野菜が食べられるように、「野菜メニュー店」の取り組みを行っています。「野菜メニュー店」は、1食当たり120g以上の野菜を使用した野菜メニューがあるお店で、野菜メニューを食べると1日に摂りたい野菜の約3分の1の量を摂ることができます。

※ 「野菜メニュー店」は、東京都保健所管内(多摩・島しょ地域)で取り組んでいる事業です。特別区、八王子市および町田市では、独自の取り組みを行っていますので、詳細は、各区市へお問い合わせください。

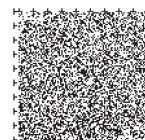


野菜メニュー店ステッカーが目印です!

野菜メニュー
店の一覧は
コチラ



問 福祉保健局保健政策部健康推進課 TEL 03-5320-4357 FAX 03-5388-1427



受動喫煙防止対策のQ & Aをホームページに掲載しています



令和2年4月1日から開始された受動喫煙防止対策について、都民や事業者の方に向けたQ&AをHPに掲載しています。

また、施設管理者の方向けのハンドブックも掲載していますので、新制度に関してご不明な点があれば、ぜひご活用ください。

このハンドブックや制度に関するモデル標識（ステッカー）は、HPからダウンロードできます。ご希望の方には郵送も行っているため、HPまたは以下の相談窓口からお申し込みください。

なお、郵送のお申し込みは、在庫がなくなり次第、終了となります。

受動喫煙防止に関するルール

2人以上の人が利用する施設は、原則屋内禁煙となります。
決められた場所以外では、喫煙はできません。

施設管理者の方には、以下の責務が課せられています。違反した場合、保健所等の指導や行政処分、過料の対象となることがあります。

<全ての施設に共通>

- ・ 喫煙禁止場所に灰皿等を設置しないこと。
- ・ 施設の喫煙禁止場所で喫煙している人に対して、喫煙の中止や、その場所からの退出を求めること（努力義務）。
- ・ 保健所等の立入検査となった場合に適切に対応すること。

<喫煙室を設置した施設>

- ・ 喫煙室や施設の出入り口に正しい標識を掲示すること。
- ・ 喫煙室を設置する場合に技術的基準を遵守し、これを維持すること。
- ・ 20歳未満の者を喫煙室に立ち入りさせないこと。
- ・ 喫煙可能室、喫煙目的室を設置した場合に必要な書類を保管すること。
- ・ 指定たばこ（加熱式たばこ）専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室を設置した場合に、施設の広告・宣伝にこれを明示すること。



<制度に関するお問い合わせ>

○ 制度全般に関すること…HPをご覧ください。相談窓口 0570-069690（もくもくゼロ）まで

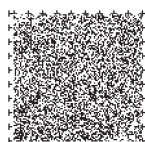
HP http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/tokyo/kangaekata_public.html

東京都受動喫煙防止条例

検索

○ 個別の施設に関する情報提供等は、管轄の保健所にご連絡ください。連絡先は、HPからご覧いただけます。

HP <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/kitsuen/municipalities/files/02madoguchi.pdf>



問 福祉保健局保健政策部健康推進課

TEL 03-5320-4361

FAX 03-5388-1427

9月15日から9月21日までは「老人週間」です

【紙版から記載内容に変更があります。】

社会に長年尽くしてこられた高齢者を敬愛し、長寿をお祝いするとともに、広く都民の方々に福祉についての関心と理解を深める週間です。

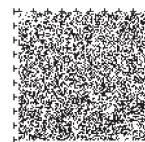
例年、高齢者の方を対象に、老人週間中、各種施設の無料公開を実施していますが、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、無料公開を行いません。

【無料公開を行わない施設の一覧】

無料公開を行わない施設
浜離宮恩賜庭園・旧芝離宮恩賜庭園・六義園・向島百花園・旧古河庭園 清澄庭園・殿ヶ谷戸庭園・小石川後楽園・旧岩崎邸庭園
多摩動物公園・葛西臨海水族園・井の頭自然文化園・恩賜上野動物園 東京港野鳥公園・夢の島熱帯植物館・神代植物公園
東京都庭園美術館・東京都江戸東京博物館・江戸東京たてもの園・東京都写真美術館 東京都現代美術館・東京都美術館

- ※ 高齢者の方を対象にした無料公開は行いませんが、閉園、閉館等しているわけではありません。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の流行状況により、各施設等の開園、開館状況に変更が生じる場合がございます。ご来園、ご来館の際は、各施設等のHPにて、開園、開館状況をご確認ください。
- ※ 上野動物園および葛西臨海水族園に来園をご希望される方はどなたも、事前に整理券を取得していただく必要があります。取得方法等の詳細は、各施設のHPをご覧ください。
- ※ 東京都美術館で行われている展覧会「The UKIYO-E 2020 日本三大浮世絵コレクション」は、日時指定入場制となっております。予約方法の詳細は、施設のHPをご覧ください。

問 福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課 TEL 03-5320-4275 FAX 03-5388-1395



お知らせ

令和2年度東京都薬剤師認知症対応力向上研修

- 日時** 【第1回】9月6日(日曜日)12時から15時25分まで
【第2回】11月23日(月曜日・祝日)14時30分から17時55分まで
- 会場** 【第1回】京王プラザホテル八王子 大宴会場(翔王)(八王子市旭町14-1)
【第2回】日本教育会館 一ツ橋ホール(千代田区一ツ橋2-6-2)
- 対象者** 原則として、都内に勤務(開設を含む。)している薬剤師
- 定員** 【第1回】300名 【第2回】440名
- 参加費** 無料
- 申し込み** 下記期日までに、東京都薬剤師会 [HP](#) の「お知らせ」欄からお申し込みください。
【第1回】8月31日(月曜日)12時まで 【第2回】11月16日(月曜日)12時まで
- 留意事項**
- ・ 37.5度以上の発熱、咳・咽頭痛等の症状がある場合には、ご出席をお控えください。
 - ・ 来場時の検温等において上記症状が判明した場合には、受講をお断りする場合がございます。
 - ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い手指消毒の徹底をお願いいたします。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、開催中止となる場合がございます。開催中止の場合には、お申し込み時にご登録いただいたメールアドレスへご連絡いたします。併せて、東京都薬剤師会 [HP](#) にも掲載いたしますので、ご確認ください。
- その他詳細は、東京都薬剤師会 [HP](#) をご覧いただくか、下記担当までお問い合わせください。

問 東京都薬剤師会薬事情報課 **TEL** 03-3292-0735 **FAX** 03-3295-2333

HP <http://www.toyaku.or.jp/> (東京都薬剤師会)

専門点訳奉仕員養成講習会(英語・触図・コンピューター)

- 対象** 視覚障害福祉に対する理解と熱意、点訳に関する知識と経験があり、受講後都内で活動できる方
- 講習期間** 令和2年10月5日(月曜日)から令和3年3月1日(月曜日)まで(各10回)
- 講習内容** ①英語コース(水曜日10時から12時まで) ②触図コース(月曜日10時から12時まで)
③コンピューターコース(水曜日14時から16時まで)
- 定員** 各10人 課題提出試験および選考試験有り
- 申し込み** 9月7日(月曜日)まで(当日必着)に所定の申込書および提出課題を郵送(または持参)で日本視覚障害者団体連合点字図書館(〒169-8664 新宿区西早稲田2-18-2)へ。申込書および課題の入手は、8月1日(土曜日)から8月31日(月曜日)まで(当日必着)に住所・氏名・希望コース名を記載した返信用封筒(必ず94円切手添付)を同封して、日本視覚障害者団体連合点字図書館(〒169-8664 新宿区西早稲田2-18-2)に郵送または来館によりご請求ください。

問 日本視覚障害者団体連合点字図書館 **TEL** 03-3200-6160 **FAX** 03-3200-7755

問 福祉保健局障害者施策推進部計画課 **TEL** 03-5320-4147 **FAX** 03-5388-1413

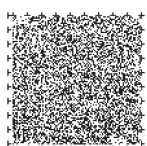
HP <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/koza/tenyaku.html>

中途失聴者・難聴者手話講習会

- 対象** 都内在住・在勤の中途失聴・難聴の方
- 日時** 令和2年10月2日(金曜日)から令和3年3月12日(金曜日)までの毎週金曜日(全22回)
①13時30分から ②18時30分から
- 会場** ①多摩会場 多摩障害者スポーツセンター ②三田会場 東京都障害者福祉会館
- 会員** いずれも入門・初級・中級・上級クラス各15名(中級は三田のみ)
各クラスにおける定員を超えた場合、受講をお断りする場合があります。
各会場とも面接あり(多摩・三田両会場ともに10月2日(金曜日))。
- 申し込み** 申込書の入手:住所、氏名、電話(FAX)番号、「中途失聴者・難聴者手話講習会受講希望」と明記し、
FAX かはがきにて下記へ。または [HP](#) からダウンロード。
申込書を9月7日(月曜日)まで(消印有効)に下記へ。詳細は [HP](#) をご覧ください。
テキスト代1,500円。
申し込み先:東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

問 福祉保健局障害者施策推進部計画課 **TEL** 03-5320-4147 **FAX** 03-5388-1413

HP <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/koza/shuwakoushuukai.html>



「第35回東京都障害者総合美術展」～美のなかにふれあいがある～

- 日時** 9月2日(水曜日)から9月6日(日曜日)まで
10時から21時まで(6日は16時まで)
- 会場** 西武池袋本店 7階(南) 催事場特設会場
- 内容** 都内の障害者の絵画・造形・書・写真の入選作品を展示します。

問 日本チャリティ協会 **TEL** 03-3341-0803 **FAX** 03-3359-7964
または、**問** 福祉保健局障害者施策推進部計画課 **TEL** 03-5320-4147 **FAX** 03-5388-1413
HP <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/koza/35bijutsuten.html>

東京都児童福祉審議会公募委員の募集

児童等の福祉に関する事項を調査審議していただく委員を募集します。

- 資格** 都内在住の満18歳以上(令和2年9月14日現在)で年数回の審議会に出席できる方(公務員を除く。)
- 募集人数** 2名
- 任期** 任命の日から2年間
- 応募方法** 9月14日(月曜日)まで(消印有効)に、「審議会委員への応募動機」についてまとめた作文(400字以上800字以内)と、別紙に住所・氏名(ふりがな)・年齢・職業・電話番号・東京都における他の審議会への参加の有無(有の場合は審議会名称)を書き、郵送でお申し込みください。
応募先 〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都福祉保健局少子社会対策部計画課

問 福祉保健局少子社会対策部計画課 **TEL** 03-5320-4114 **FAX** 03-5388-1406
HP <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/joho/soshiki/syoushi/syoushi/oshirase/iinboshuR3.html>

登録販売者試験

一般用医薬品の販売等に従事しようとする方の資質確認試験を行います。

- 試験日** 12月20日(日曜日)
- 費用** 13,600円
- 願書配布** 8月25日(火曜日)から都庁・都内保健所などで配布
- 願書受付** 8月31日(月曜日)から9月11日(金曜日)まで(消印有効)
※願書は郵送のみの受付

問 福祉保健局健康安全部業務課 **TEL** 03-5320-4522
HP <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/iyaku/tourokushiken/>

エイジフレンドリー補助金のご案内

近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。

高齢者が安心して安全に働けるよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境を作っていくことが重要となる中、厚生労働省では、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(通称:エイジフレンドリーガイドライン)を策定しました。

また、職場環境の改善に要した費用の一部を事業者に補助するエイジフレンドリー補助金を新設しました(新型コロナウイルス感染予防対策に係る設備にも対応しています。)

対象となる事業者 高齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用している中小企業事業者であって、労働保険および社会保険に加入している事業者

補助金額 高齢労働者のための職場環境改善に要した経費(上限額100万円)

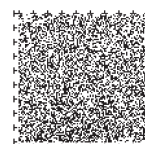
申請期間 10月31日(土曜日)まで(消印有効)

<エイジフレンドリーガイドラインについて>

問 東京労働局労働基準部安全課 **TEL** 03-3512-1615
HP <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000623027.pdf>

<エイジフレンドリー補助金について>

問 エイジフレンドリー補助金事務センター **TEL** 03-6381-7507
HP <https://www.jashcon-age.or.jp/>



9月は(障)受給者証の更新月です

心身障害者医療費助成制度（(障)（マル障））は、毎年9月に受給者証が一斉更新となります。

更新月の前日（8月31日）までに新しい受給者証が届かない方は、お住まいの区市町村担当窓口へお問い合わせください。

受診の際には、新しい受給者証と被保険者証を必ず窓口へ提出してください。

（新しい受給者証）

（きいろ）

【有効期間】

令和2年9月1日から令和3年8月31日まで

なお、**精神障害者保健福祉手帳**による受給者の方は、手帳の有効期限が到来する年の(障)の終期が、手帳の有効期限満了日までとなります。

【(障)受給者証申請について】

身体障害者手帳1級・2級（内部障害は3級まで）、愛の手帳1度・2度または精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方が対象です。

新たに申請される方は、住民票のある区市町村担当窓口へお問い合わせください。

原則として申請日の属する月の初日から本制度の対象となります。

●次のいずれかに該当する方は(障)制度の対象になりません●

- ① 65歳以上で新たに障害者(重度障害)になった方
- ② 申請日時時点で65歳以上の方
- ③ 所得が右表の基準額を超える方
- ④ 後期高齢者医療制度の加入者で、住民税が課税されている方
- ⑤ 生活保護等を受給されている方

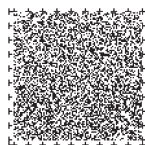
扶養親族等の数	所得制限基準額
0人	360万4千円
1人	398万4千円
2人	436万4千円
3人	474万4千円
4人	512万4千円
5人	550万4千円

問 住民票のある区市町村

または、問 福祉保健局保健政策部医療助成課 TEL 03-5320-4571 FAX 03-5388-1437

7月の動き

- | | | | |
|-----|-------------------------------|-----|-----------------------------|
| 6日 | 民生委員・児童委員区市町村会長会 | 21日 | 第2回東京都高齢者保健福祉計画策定委員会 |
| 8日 | 地方独立行政法人評価委員会第1回高齢者医療・研究分科会 | 27日 | 第2回ひきこもりに係る支援協議会 |
| | 第1回救急医療機関認定審査会（Web形式） | | 地方独立行政法人評価委員会第2回高齢者医療・研究分科会 |
| 13日 | 東京都災害医療協議会（Web形式） | 28日 | 第1回東京都食品安全情報評価委員会 |
| 15日 | 第1回「健康食品」による健康被害事例専門委員会 | 29日 | 第1回東京都地域医療対策協議会（Web形式） |
| 16日 | 第12期東京都福祉のまちづくり推進協議会「第3回専門部会」 | 31日 | 東京都児童福祉審議会第1回専門部会 |



福祉保健

vol.192 令和2年8月発行

印刷規格表第1類 印刷番号 (31) 94 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1
東京都福祉保健局総務部総務課広報担当 ☎ 03-5320-4032（ダイヤルイン）FAX 03-5388-1400
東京都福祉保健局ホームページ <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp>

